

有効期間満了日 令和6年12月31日

熊交企第485号

令和3年10月15日

「交通事故抑止に資する戦略的・戦術的・遊撃的対策『スリー作戦』～3体制・3か月・3つの作戦～」の推進について（通達）

令和3年中の本県における交通事故抑止対策については、各四半期ごとの高度な交通事故分析及び分析結果に基づく重点項目を定めた特別対策『スリー作戦』の推進及び各所属における各種交通対策の取組強化等により、令和3年9月末現在の交通事故死者数が24人（前年同期比－2人）と、統計史上最少となった令和2年中の交通事故死者数を下回る数値で推移するなど、一定の成果がみられるところであるが、交通事故死者数を更に減少させるためには、これまでの対策を更に深化させるとともに、限りある警察力をより効果的かつ効率的に運用した交通事故抑止に資する対策を推進する必要がある。

よって、今後は警察本部において、下記のとおり、新たに交通事故防止対策戦略会議を開催し、県内における四半期ごとの重点対策を検討のうえ「戦略的^(注1)対策」を策定し、これに基づき各所属ごとに「戦術的^(注2)対策」を策定・実施、交通機動隊が各所属を支援するなど「遊撃的^(注3)対策」を実施する『戦略的・戦術的・遊撃的対策』による真に交通事故抑止に資する交通事故抑止対策（以下「スリー作戦」という。）を推進することとしたので、各警察署及び高速道路交通警察隊においては、関係部署と連携し、本対策を効果的に推進されたい。

なお、従来の特別対策の名称が定着化していることから、作戦名は「スリー作戦」を継承した上で推進することとしたので、対策上誤りのないようにされたい。

注1：特定の目的を達成するため、大局的な視点で組織行動を計画・遂行する方策

注2：具体的な作戦や任務達成のための具体的方法

注3：あらかじめ目標を定めず、戦況に応じて対策や援護をすること

記

1 交通事故防止対策戦略会議（以下「戦略会議」という。）

(1) 任務

県内における、四半期ごとの交通事故分析に基づく交通事故抑止の重点対策（以下「戦略的対策」という。）を策定するものとする。

(2) 構成員

原則として、警察本部交通企画課、交通指導課及び交通規制課の警部の職にある者とする。ただし、戦略的対策の策定及び推進上、必要が認められる場合は、警部補の職にある者についても構成員とする。

なお、交通企画課交通事故防止総合対策室室長を議長とする。

(3) 開催時期

次期四半期の概ね1か月前

2 「スリー作戦」

(1) 戦略的対策

ア 戦略的対策の策定

戦略会議において、「3Eの原則」に沿った四半期ごとの交通事故分析に基づき、真に交通事故抑止に資する重点対策を策定するものとする。

重点対策は原則として3つの項目とするが、各四半期の交通事故分析結果によっては、項目数を増減させる四半期があるものとする。

イ 戦略的対策の周知

戦略会議において策定した戦略的対策は、次期四半期の概ね1か月前までに、次期四半期における交通事故の傾向・特徴点及び具体的な対策項目について、各警察署及び高速道路交通警察隊（以下「警察署等」という。）に周知するものとする。

ウ 戦略会議による指導調整

戦略会議の構成員を戦略的対策担当者とし、同担当者は必要に応じて警察署等に指導助言を行うとともに、複数警察署間の連携、交通機動隊と警察署の連携につき、所要の調整を行うものとする。

(2) 戦術的対策

ア 戦術的対策の策定

警察署等は各四半期ごとに、戦略的対策のほか、管内の交通事故発生状況等データの分析結果、実施済みの対策に係る効果検証、地域住民の要望、通学路における通学児童の安全確保の観点（高速道路交通警察隊を除く。）及び戦略的対策担当者による指導助言等を勘案したうえで、警察署等の所属長を交えた検討を経て、取締り方針を含む戦術的対策を策定し推進すること。

イ 戦術的対策の検証

警察署等が実施中または実施済みの戦術的対策については、戦略会議において、随時、実施状況及び実施効果の検証を行うものとする。

(3) 遊撃的対策

ア 実施主体

交通部交通機動隊

イ 任務

戦略的対策に基づく交通指導取締り等直接の対策を実施するほか、警察署等の戦術的対策に対する支援を実施するものとする。

ウ 警察署等との連携

交通機動隊は、戦略的対策担当者との連絡を密にして、警察署等による戦術的対策を自ら把握して積極的に支援を実施するほか、警察署等と有機的に連携して対策を推進すること。